

2021年12月24日作成(2024年12月20日一部改訂)

義高 互

○特殊教育の始まりと課題

養護学校設立時の課題について挙げてみます。

昭和54年から養護学校教育の義務制が実施され、段階を経て特殊教育が進んでいきます。

1979年 養護学校の義務化。前年に就学猶予、就学免除が原則として廃止されたことにより、重度・重複の障害者 も養護学校に入学できるようになります。

義高が一回目の新庄養護学校転入時期は義務化になって10年ちょっとでした。まだ養護学校免許を持つ教員が少なく30代以降は特殊教育の専門的な勉強の経験がない教員たちでした。しかし手探りの活動の中で積極的に養護学校の教育を模索して言った記憶があります。その数年後 教育センター特殊教育部に研修名目で電話相談の業務を行いました。これから始まる特殊教育から特別支援教育への変換が始まる時期でした。

養護学校課題検討会等での課題が検討された。

山形県教育センター特殊教育部で行われた研修会での課題です。

1998年5月山形県教育センター特殊教育部 養護学校課題検討会等

○適正就学の遅れ

全体の2%である特殊教育対象者が1.6%未満しか特殊教育を受けていない現状でした。

→これから特殊教育の広がりですべてが学区であり、天童寒河江なども対象となっていました。

養護学校の設置数が少なく通学エリアが広大になっている。例えば新庄養護学校は最上村山のすべてが学区であり、天童寒河江なども対象となっていました。

この後に地域に根ざした小規模の養護学校や分校が設置され、通学エリアも課題は解決に向かう、と予想されていました。

○養護学校の学級運用

運用として2人担任の学級運用になっていました

養護学校本格運用から10年少々で専門的な教育を受け養護学校免許を持った教員が少なく、特殊教育の現状では30代以降は転入者が免許や経験が少ない状態でした。専門教員が増加するまでの配慮として運用で2人担任を中心として学級運営を行っていました。

2人担任制は副担任が無責任になりがち、担当同士の意見調整が難しい学級が出る等の課題が出る場合があるという事でした。

現状では特殊教育未経験で転入時点で担任をすぐに任せられない状況がありました。免許を持つ専門教員が増加した時点で二人担当は解消できる見込みを持っていました。

1990年代 特殊教育の課題

(特殊学級を含む)

特殊教育対象者が2% 現状では修学者が1.6%未満

適正就学の遅れ

専門教員の未配置

養護学校に専門教員が少ない 配置まで2人担任運用
1979年義務化で免許保有者が少ない

二人担任の課題

学級経営の責任が不明確 専門教員配置後は解消
うまく機能しない学級がでる

生単の課題

学習でなく余暇に偏る傾向 教科学習も視野に入れる

作業の課題

作業内容が固定化 社会変化に応じ柔軟な作業を
はしめに栽培・木工・陶工・洋裁ありきではない

卒業後の進路

県(児相)主導でなく地域主導の就労へ移行

養護学校が義務教育法制化 1979年(昭和54年)4月1日

特別支援教育の本格的実施 平成19年

(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)

→特別な場での教育「特殊教育」から、
一人一人のニーズに応じた「特別支援教育」に発展的に転換



一人一人の支援計画

個別的教育支援計画

個別の指導計画

教育活動

一人一人の計画ができて活動が変わってきたか?

○生活単元学習について

課題として 余暇活動に偏るの傾向がある。 行楽活動・余暇活動から活動が広がっていない、との課題意識があったようです
解決として 毎年固定した余暇活動でなく、個性に応じた柔軟な生単を計画する。

○作業について

社会の需要を想定して中学部以降は作業学習が中心になっていました。この時点では作業内容が、栽培・木工・陶工・家庭(裁縫・洋裁)に固定化していないか、という疑問がありました。 今後 社会や生徒の現状を考慮して作業内容を更新していく必要があるとの認識でした。 生活単元学習と作業学習については別項目に挙げています。

END